# 平成 28 年度第4回区議会定例会 教育委員会関係質問 • 答弁概要

自民	永田壮一 議員	代表質問	1
質問要旨	学校施設の利用について (1) コミュニティスクールとそれ以外の月 用の違いについて、運用を統一できない (2) 学校利用の優先団体について、他の団 うにするべきではないか。	か。	
答弁者	教育担当部長		

# 〇 教育担当部長

# 学校施設の利用について

コミュニティスクールなどの学校施設の利用に関するご質問にお答えします。 昌平童夢館、神田さくら館、麹町小学校、富士見みらい館の4つの小学校をコミュニティスクールとして位置付けています。コミュニティスクールは、学校施設を地域の生涯学習やコミュニティ活動の拠点として、地域ぐるみの活動の核となることを目的にしています。あくまで学校施設の目的外利用として、学校教育に支障のない範囲で貸し出しております。

コミュニティスクールでは、それぞれの学校に町会やPTA、青少年委員など 地域の方で構成する自主組織「コミュニティスクール運営委員会」が設置されて おり、各種事業の企画や実施のほか、施設の利用調整などを行っているところで す。施設の利用に関しては、コミュニティスクールのある学校なら、どこでも予 約が行えます。

一方、コミュニティスクールが組織されていない学校においても、学校施設の 目的外利用として、地域のスポーツや**学**習活動などの場として貸出しています。

コミュニティスクールの有無に関わらず、団体の登録要件や予約開始日などの ルールは同様ですが、コミュニティスクールの無い学校では、各学校に直接利用 を申し込まなければなりません。

ご指摘のとおり、施設の運用はできるだけ統一することが望ましいと考えており、今後、事務的な課題を整理して、可能な限り窓口を一本化できるよう調整を図ってまいります。

#### 学校利用の優先団体について

学校利用の優先団体についてですが、その地域や学校の歴史的伝統的な経緯を経て、特色のある活動を行っている団体であり、その活動は学校と密接に関わっています。地域によりますが、少年野球や剣道、吹奏楽などの団体がございます。

一方、近年活動を始めた団体などからも、学校施設の利用に関するご要望を伺っております。

学校施設の利用については、これまでの経緯経過や学校関係者、地域の声などを十分に踏まえつつ、地域共有の活動の場として、ご指摘のように不公平と感じることの無いように運用してまいりたいと考えております。

千代田	たかざわ秀行 議員	代表質問	2
質問要旨	幼稚園の適正規模について		
	区における幼稚園・こども園の適正規模		
	か。また、幼稚園・こども園において待機児童を出さないための対		
	策を考えているのか。現在、満杯状態の園	間に対し、増設!	は可能か、
	新設は考えているか。		
答弁者	子ども部長		

# 〇 子ども部長

# 幼稚園の適正規模について

高澤議員の幼稚園の適正規模に関するご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、子育て世代の増加により、特定の幼稚園に応募が集中することは、これまでも度々発生しております。

来年4月入園の3歳児募集結果を見ても、全体では定員に「空き」がありましたが、幼稚園・こども園8園のうち、2園について定員超過となりました。

幼稚園は保育所とは異なり、国の定めた幼稚園設置基準により、1学級の園児は35人以下でかつ、1学級につき1保育室が必要と定められております。

したがいまして、幼稚園の定員を増やすためには、定員35人未満の幼稚園の 定員を見直すか、学級数そのものを増やすことが考えられますが、本区の幼稚園 はすべて小学校併設園として整備されており、保育室の増設工事は極めて困難な のが実情です。

なお、幼稚園を新設するためには、園舎本体の整備だけでなく、保育所と違い 園庭が必須となっており、地価が高く、用地条件が厳しい本区においては、幼稚 園の新設は認可保育所の新設よりも難しい現状です。

そうした中で、昨年度、次世代育成支援計画を見直す中で、幼稚園の需要数を再精査しつつ、35人未満の設定の幼稚園の環境や園児に与える影響などを考慮し、今年度から昌平幼稚園と千代田幼稚園の3歳児の定員10名を15名とし、ふじみこども園の3歳児短時間保育の定員を20名から25名として、合計15名を増やしたところです。

あわせて、保育園の需要をも勘案しながら、本年4月に、富士見地区に、短時間保育と長時間保育を一緒に実施できる区内初の保育所型認定こども園を開園したところです。

今後とも、保育園需要のみならず、幼稚園需要をも勘案した計画的な保育定員の拡充に取り組んでまいります。

なお、ご指摘にありました「隠れ待機児童」につきましては、乳幼児人口推計に基づく、計画的な保育供給に取り組んだ結果、平成27年度に引き続き、平成28年度も、23区で唯一、厚生労働省基準の待機児童ゼロを達成しているところであります。

共産	木村正明 議員	代表質問	3
質問要旨	行財政改革について (1)区独自の給付型奨学金の創設を求める (2)就学援助費の入学準備金の支給時期を		ONT。
答弁者	教育担当部長		

## 〇 教育担当部長

## 給付型奨学金の創設

国においては、低所得世帯の大学生らを対象とする給付型奨学金の創設に向けて制度設計を進めており、東京都においても平成32年度までの学校教育の基本方針となる「東京都教育施策大綱」の骨子案のなかで、経済的理由によって進学などに支障がでないようサポートする都独自の給付型奨学金制度の創設を盛り込んでおります。

区といたしましても、返済しなくてもよい「給付型」の奨学金制度創設に対するニーズが高まっているものと認識しております。区独自の給付型奨学金制度として、どのような制度が求められているのか、今後とも国や他の自治体等の動向を見極めながら、検討すべき事項であると考えております。

## 入学準備金の支給時期を早めることについて

就学援助費の入学準備金の支給時期を早めることについてですが、就学援助費の支給は7月と翌年4月の2回に分けて保護者の口座等に振り込んでおります。 現状では、就学援助費が前年の所得状況を基に算出しているため、住民税額が確定する6月以降に事務手続きをしております。

ご指摘のとおり、特別区でも今年度より中学校の入学準備金を小学校6年生時に支給できるよう実施、または検討している区が3区ほどございます。

本区としましても、入学準備金の支給時期はなるべく早いことが望ましいと考えており、様々な課題を検証しつつ、具体的な方策について検討を進めてまいります。

声	小枝すみ子 議員	代表質問	4
質問要旨	復興小学校の史料について 復興小学校の史料などの学校所蔵の教育 が主導して保存等を行うことを求める。	うけいて かいて かいて かいて かいて かいし	教育委員会
答弁者	教育担当部長		

# 〇 教育担当部長

# 復興小学校の史料について

教育委員会では、平成5年に実施された小学校・幼稚園の適正規模化・適正配置に伴い、それぞれの学校に保管・保存されていた諸資料を収集・整理し、一部の学校を除き、現在は、日比谷図書文化館、教育研究所、統廃合後の各学校の記念室などで保管・保存しているところです。

教育委員会といたしましても、学校や教育に関する史料の重要性は認識しており、各学校で保管・保存している教育史料につきましても、各学校も含めた関係部署が積極的に連携・協力し、必要な保存、収集、記録等ができるよう努めて参ります。

公明	米田かずや 議員	一般質問	2
質問要旨	オリンピック・パラリンピックを生かした教育について		
	パラリンピアンを招いた取組に力を入れ、逆境を跳ね返した障害 者の方がもつパワーを学ぶことで、障害者の方に対する理解が深ま		
	り「心のバリアフリー」につながると思うが、区の考えを伺う。		
答弁者	教育担当部長		

# 〇 教育担当部長

# オリンピック・パラリンピックを生かした教育について

本区では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを貴重な教育の機会であると捉え、東京都と連携を図りながら、オリンピック・パラリンピック教育を進めております。

オリンピック・パラリンピック教育で育成すべき資質や能力として、「心の教育」「共生社会」「スポーツ志向」「伝統文化」「国際教育」の五つの視点を区独自に掲げ、教育活動を行っています。

議員ご指摘のパラリンピアンと連携した教育は、障害者理解を促進する「共生 社会」の視点に位置づけ、取り組んでいるところでございます。

具体的には、パラリンピアンを授業にお招きし、実際にお話を伺ったり、競技の様子を見たりする中で、障害のある方への理解を深めるとともに、困難なこと

があっても最後まであきらめないことの大切さや、夢に向かって努力をし続けている素晴らしさなどを学んでおります。また、車いす体験やバリアフリーに配慮したまちづくりに関する学習を通じて、障害者の視点などを学んでいます。

ご提案いただいた、パラリンピアンを中心とした学校への招聘については、現時点では未定ですが、来年度もパラリンピアンを招聘する方向で調整を進めてまいります。

オリンピック・パラリンピックは子どもたちの心や体の成長のためのまたと無い機会であり、可能な限りオリンピアン・パラリンピアンを招聘して体験的に学ぶ機会とするなど、積極的に取り組んでまいります。

	山田丈夫 議員	一般質問	3
質問要旨	1 スマートフォンの長時間使用などの問題	について	
	スマートフォンの長時間使用などの問題	をどう捉え、	児童生徒や
	保護者にどう注意喚起されているのか。		
	2 旧和泉橋出張所の活用について 旧和泉橋出張所を活用した保育所誘致について、地域のまちづ りという観点も視野に入れた区の考え方は?		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

## 〇 子ども部長

# 旧和泉橋出張所を活用した保育所誘致について

区の喫緊の課題である保育所誘致のためには、低未利用区有財産の活用が必要であるという認識は、議員と同じでございます。

庁内で様々な検討を重ねた結果、老朽化した旧和泉橋出張所の建物を解体し、 認可保育所を誘致する方針といたしました。

また、これは、和泉橋出張所地域の保育ニーズの高まりと、保育所の配置状況の地域バランスなど、地域のまちづくりの観点を考慮して検討した結果でございます。

具体的なプランなど詳細につきましては、今後、区議会に適宜お示しするとと もに、地域の皆様にも丁寧に説明をしてまいりたいと考えてございます。

# 〇 教育担当部長

#### スマートフォンの長時間使用などの問題について

本区の児童生徒の携帯電話やスマートフォンの保有率は小学校6年生で約70%、中学校3年生で約95%となっています。

スマートフォン等の1日あたりの使用時間は、小学生は「1時間以上3時間未満」と「3時間以上」がともに約10%、「中学生では1時間以上3時間未満」

が約35%、「3時間以上」が約15%となっており、長時間使用する傾向が見られます。

議員ご指摘のとおり、スマートフォン等の長時間使用は、児童生徒の睡眠不足による生活習慣の乱れや、学習に集中する時間の減少による、学力低下を招く可能性があると認識しております。また使い方によっては、SNSにおける仲間外れや誹謗中傷等のいじめ、さらには事件事故に巻き込まれる危険性もございます。

そこで本区では、全学校が「情報教育全体計画」を策定し、子どもの発達段階に応じてスマートフォンの使い方などを含めた情報モラルを育成する指導を行っています。

また、スマートフォンなどの便利さだけでなく、危険性も踏まえることが大切であるとの認識に立ち、全学校で「親子で学ぶ情報モラル教室」を年1回以上実施しています。

これに加え、昨年度より家庭におけるスマートフォン等のSNS使用に関する ルール作りを促進する「SNSの我が家ルールづくり運動」に取り組んでいます。 今年度の調査では、SNSに関するルールを策定している家庭は小学生で約5 5%、中学生で約70%となっております。

今後も、子ども達の健やかな成長に向けて、学校と保護者が連携を深めつつ、 取り組みを充実させてまいります。

千代田	林 則行 議員	一般質問	10
質問要旨	園庭のある保育園の整備に向けて		
	(1)本区が園庭保有率36.4%である明	別状認識と、平成	成29年度
	は園庭保有率が何%まで低下する見込み	なのか。	
	(2) 園庭のある保育所とビルに設置されて	いる保育所の	保育課程の
	相違について		
	(3)区内の園庭のない保育所では、歳児ごとに週何日、代替園庭で		
	外遊びしているのか。		
	(4)子どもの外遊びと成長の関係について調査しているのか。		
	(5)区内の公園面積で、代替園庭の園児の人口密度がどれくらいま		
	でが許容範囲と考えているのか。		
	(6) 喫煙所と遊具等の距離的空間は適切な	たのか、また、	代替園庭の
	公園を禁煙指定することがなぜできない	いのか。	
答弁者	子ども部長		

## 〇 区長

# 本区が園庭保有率36.4%である現状認識

本区が園庭保有率36.4%である現状認識と、平成29年度は園庭保有率が何%まで低下する見込みなのかについてですが、

地価が高く、用地条件が厳しい本区においては、園庭のある保育所の整備は極

めて難しいのが実情であります。

しかしながら、区では、可能な限り園庭を設置したいと考えており、麹町保育園新園舎では園庭を整備し、また、本年10月に開設したクレアナーサリー市ヶ谷におきましても、人工芝と砂場を整備した園庭を設けました。また、平成29年4月開設予定の旧神田保育園仮園舎を活用した保育所では、ピロティと屋上に園庭を整備いたします。

こうしたことにより、平成29年度の園庭保有率は平成28年度よりも改善すると考えておりますが、今後も保育所を整備する際には、条件が許せば、園庭が設置できるよう努力してまいります。

# 園庭のある保育所とビルに設置されている保育所の保育課程の相違

保育課程は、保育所が子どもたちの発達過程を踏まえて、保育理念や園の方針を示した計画です。そのため、保育課程においては、園庭の有無による有意な相違は認められません。

もちろん、園庭のある保育所は、外遊びをするのに、すぐ園庭に出られるという優位性はありますが、一方で、園庭のない保育所では、公園等に外遊びに出かけるという行為の中で、交通ルールを守ることや、まちで出会った方と挨拶するなど、社会性を身に付ける多くの機会に触れることができます。

園庭の有無のみならず、施設・設備面など、各保育所の物的環境は様々であり、 そうした諸条件を踏まえながら、質の高い保育が実施できるよう、区として支援 してまいります。

# 区内の園庭のない保育所では、歳児ごとに週何日、代替園庭で外遊びしているの かについて

保育所の外遊びの回数は、例えば園児がまだ慣れていない4月や、暑い夏や寒い冬などの気候や天候、子どもたちの体調などによって変動しますが、各保育所では、「天気の良い日は戸外に出る」という目標を持って、外遊びを取り入れているところです。

外遊びは、季節の移り変わりを感じ、植物や虫、砂などに触れるなど、「五感を働かせて遊ぶ」というねらいのもとに、代替園庭や地域の外遊びのできる場所など区有施設を含めて活用しております。

今後とも、施設のみならず、乳児や幼児の発達段階に応じた遊び方や、各年齢の発達に合わせた活動など、各保育所で様々な工夫をしながら子どもたちが楽しみながら外遊びができるよう、研修などを通じて区として支援してまいります。

# 子どもの外遊びと成長の関係について調査しているのかについて

社会福祉法人日本保育学会が開催した日本保育協会保育科学研究所第5回学術集会において、「保育所における園児を取り巻く多様な物的環境と、子どもの基礎運動機能の発達の関係に関する研究」の中で、子どもの基礎運動機能には、園庭の有無は大きな影響を及ぼさないという研究報告がなされております。

同時に、報告では、園外の地域資源を積極的に活用する取り組みが重要で、保

育者は子どもが興味を持って楽しめる運動遊びの工夫をいかに実施するかが大切であるとされています。

そのため、区では、様々な知見を持つ学識経験者などによる研究や研修などに参加できる場と機会の提供などの環境整備に取り組み、保育の質の向上をめざしているところです。

# 区内の公園面積で、代替園庭の園児の人口密度がどれくらいまでが許容範囲かに ついて

保育所が外遊びに行く場合、歳児別に遊ぶ場所は異なります。保育所に在籍している子どもたち全員が、指定の代替園庭に毎日行くとは限りませんので、人口密度の許容範囲の算出は困難です。

ただし、ご指摘の東郷元帥記念公園は、平成29年度・30年度の2か年に渡り改修工事を実施予定なことから、その代替地が課題であると認識しており、周辺にある国・都・区の低未利用地の活用や、現在も活用している区立保育園・こども園、児童館、小・中学校の校庭などの区有施設の更なる活用回数の増などもあわせて検討してまいります。

# <u>喫煙所と遊具等の距離的空間は適切なのか、また、代替園庭の公園を禁煙指定することがなぜできないのかについて</u>

遊具の周囲については、利用する子どもの安全を確保するため、一定の範囲に他の構造物などを設置しないようになっておりますが、喫煙所との距離について具体的に定めたものはございません。

そのため、現在、代替園庭として指定している公園等ついては、子どもの遊ぶ時間帯は禁煙とする「時間帯禁煙」を原則に取り組んでいるところですが、場所によっては、子どもたちが受動喫煙を受ける可能性が高い場合もあるものと認識しております。したがいまして、喫煙所配置の見直しなどを含め、関係所管と協議してまいります。

また、代替園庭の公園を禁煙指定するというルールにすることですが、当面の 対応として、子どもが遊ぶ時間帯については、禁煙をお願いしているところです が、将来的には、子どもが遊ぶ公園等については原則禁煙としたいと考えており ます。

そのため、現在のところ、公園を利用して喫煙する方々に、マナーを啓発していくことも重要であると考え、「子どもが利用している時間帯は喫煙をご遠慮ください」という看板を立てて、公園安全利用指導員が喫煙している方にご遠慮をお願いすることで、かなりの方々が喫煙を中止されます。

しかしながら、それでも喫煙を継続する方もいられますので、子どもが遊ぶ時間帯の禁煙について、今後とも粘り強く取り組んでまいります。

共産	牛尾耕二郎 議員	一般質問	11
質問要旨	1 多子世帯への支援について (1) 少子化を克服するため、多子世帯への 区の認識について (2) 多子世帯への保育料無料化の対象を応 なくすことを求める。		
答弁者	区長、子ども部長		

# 〇 区長

## 多子世帯への支援について

子どもを育てていくのには、衣食住をはじめ、教育費など、金銭的に大きな負担がかかる。多子世帯ともなれば、その経済的負担はさらに増えることになる。 しかしながら、子育てにかかる負担は、金銭等の経済的負担だけではない。子育ての不安、悩み、迷い等、子育てにかかる負担は様々である。

そのため、区では、次世代育成手当などの現金給付のみならず、子育ての安全・安心を守るため、子どもが病気に罹っても、経済的負担を気にせずに、医療機関を受診できるよう、〇歳から18歳までの子どもの医療費無償化を推進している。本年10月からは、子どものインフルエンザの予防接種費用を全額助成することで、子どもの予防接種費用についても、ほぼ無償で受けられるようになっている。

今後とも、子育ての安全・安心を守り、子どもを産み・育てやすいまちづくり に取り組んでいく。

## 〇 子ども部長

## 保育料無料化の対象を広げるためにも所得基準をなくすことについて

多子世帯への保育料無料化の対象を広げるためにも所得基準をなくすことに ついてですが、多子世帯の保育料無料化につきましては、国の制度改正により、 本年4月から、所得制限はありますが、第1子、第2子の年齢に関わりなく、第 2子は半額、第3子以降は無料となっています。

子育て世帯の経済的負担は、保育料のみに限られるものではありません。そのため、区では、誕生準備手当などの次世代育成手当や、高校生までの医療費無料化など、O歳から18歳までの子育てを見据え、質の高い子育て支援サービスの提供を目指しております。

加えまして、増加する保育ニーズに応えるため、来年度におきましても、保育 定員の拡充に取り組み、私立保育所への補助をはじめ、多額の費用負担を実施す る予定でございます。

したがいまして、多子世帯の保育料無料化の所得制限につきましても、次世代育成に関する施策に係る収入と支出のバランスを勘案しながら、総体としての子育て世帯の経済的負担の軽減に努めていくことが重要と考えております。

紡民	岩佐りょう子議員	一般質問	13
質問要旨	不登校児童・生徒への支援について		
	(1)中1ギャップへの対応について		
	(2)不登校の未然防止観点からの小中連携	について	
	(3)未履修授業への支援について		
	(4)多くの選択肢を保護者と検討していけ	る体制の整備に	こついて
	(5)ICTを活用し学習機会を増やすこと	について	
	(6)教室以外の居場所の確保について		
答弁者	教育担当部長		

## 〇 教育担当部長

# 中1ギャップへの対応について

本区では、いわゆる「中1ギャップ」への対応やクラスづくりを目的として、 新中学一年生を対象に、4月にオリエンテーション合宿を行っております。合宿 では、生徒相互や教師が交流を深め、信頼関係を築き、クラスの団結力を養う中 で、スムーズな中学校生活への移行を促しています。

また、全ての中学1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行うとともに、今年度より信頼性の高い評価を行うことのできる学校生活アンケートを実施して結果を分析し、学校生活への意欲や満足度、クラスでの人間関係などを把握し、必要に応じて面談を行うなど、いじめや不登校の未然防止、早期発見に取り組んでおります。

# 不登校を未然に防止する観点からの小中連携活動について

不登校を未然に防止する観点からの小中連携活動についてですが、中学校の教員が小学校に出張して授業を行う「出前授業」や、中学校の授業や部活動などを実体験することにより、中学校への理解や進学意欲を高め、小中の接続がスムーズに行えるよう努めています。

# 未履修授業の支援について

未履修授業の支援についてですが、適応指導教室への通室だけでなく、学校での定期的な面談や、担任が家庭を訪問して課題を渡すなど、個々の状況に応じた木目細かな支援を行っているところです。

## 関係機関が連携した支援体制について

学校と教育支援センター、NPO や民間団体等の関係機関が連携した支援体制についてですが、東京都教育委員会の報告などを受け、本区の教育委員会にスクールソーシャルワーカー等からなる支援チームを設置するなどして、子どもに寄り添った適切な支援体制づくりを今後進めてまいります。

## ICT等を活用した授業支援について

ICT等を活用した授業支援についてですが、情報教育推進校である神田ー橋中学校では、学習支援のための動画を家庭で視聴できる仕組みを実験的に行っております。動画作成の手間やインターネット配信に係る著作権の問題などの課題はございますが、不登校児童・生徒に対する学習支援としても有効な手段と考えており、前向きに検討を進めてまいります。

# 不登校児童・生徒の居場所の確保について

不登校児童・生徒の居場所の確保についてですが、心や体のケアに精通している養護教諭が常駐することから、保健室を利用している事例がございます。今後は学校図書室の積極的な開放や、児童館で実施している中高生タイムなどを活用した居場所づくりを検討してまいります。

今年9月の文部科学省通知では、学校への登校だけを目標とするのではなく、 自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す支援の在り方が示されていま す。区ではこうした動向を踏まえつつ、不登校の未然防止や適切な支援に向けて、 対策を進めてまいります。